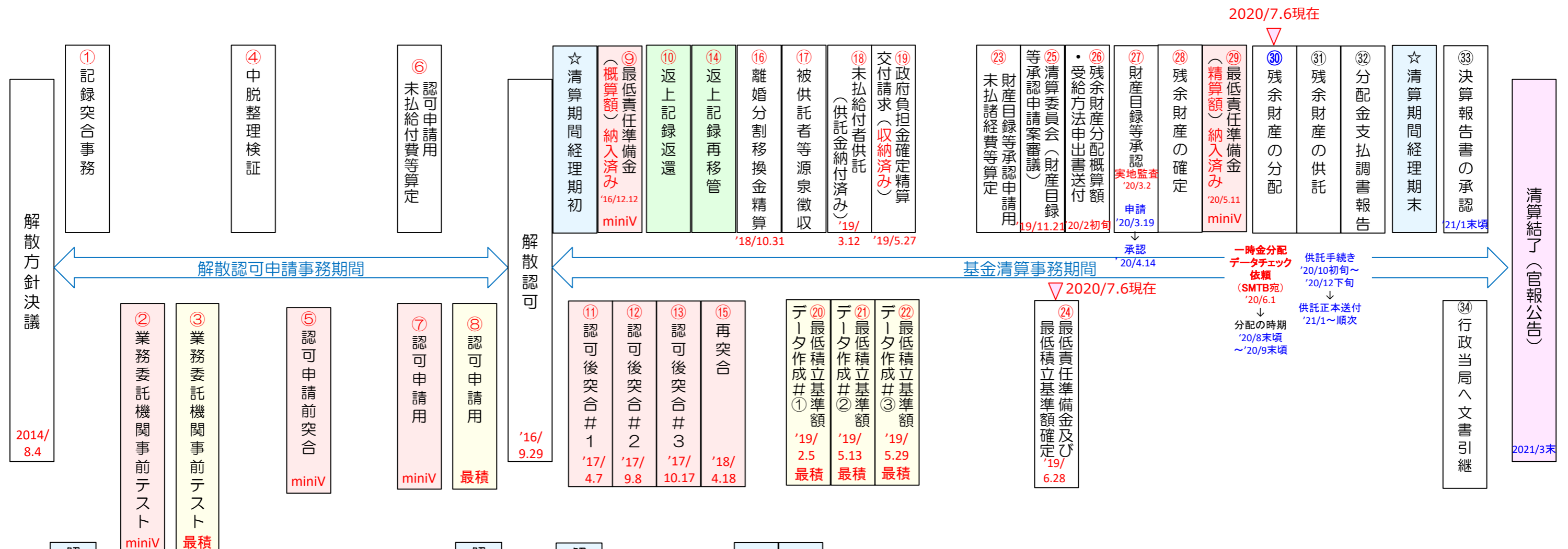


清算業務スキーム

清算業務スケジュールの進捗状況 【⑳最低責任準備金（精算額）2020/5.11納入済み（「①～⑳」完了済み）、㉑残余財産の分配の内、一時金分配データチェック（第2回）を仕掛中】



【2020年7月6日現在における進捗状況】

第4回清算委員会（2019年11月21日開催）において、分配手続き等の清算業務に関する最終承認を得て、関東信越厚生局（以下「当局」と略す。）において、財産目録等承認申請書の予備審査を終え、3月2日に当局の実地監査を受け、2020年3月19日付で関東信越厚生局を通じて、厚生労働大臣へ本申請し、4月14日付承認を受けたところです。（当局から同年4月15日入電「承認」確認→同20日付で、当該承認書及び最低責任準備金相当額確定通知（原本）收受）

① 5月1日付で厚生労働省年金局事業管理課長から、最低責任準備金（精算分）の納入告知書を受取り、5月11日付で納入済み（納入告知は4月30日、納期限は5月19日）。これに伴い、残余財産確定。

② 当局の財産目録等の承認を受け、事業所毎の希望の方法（一時金分配、DB又は中退共への交付、DCへの移換）による残余財産の分配手続きの内、その最終段階として、中退共への交付手続きを取り纏め作業中です。（8社中8社提出済みなるも、内1社不備に付き追加資料依頼中）、DB交付先及びDC移換先の各々の送金口座については、（回答期限：6月26日×切、DBは全3社完結、DCは全8社完結）全て完結したところです。

③ 2月初旬（2月1日～2月8日）に、分配金手続き書類「基金解散に伴う残余財産分配金の受給方法等の申出について」等々に係るご案内文書の発送のうえ、分配金に関する業務（発送・受付・収録代行業務・コールセンター業務）を専門業者に委託した後、その業者から申出書に関する「収録データ」を引き継ぎ、不備等の検証及び補正を終え（第1回）、6月1日付で支払業務委託先の三井住友信託銀行（SMTB）に、一時金分配データチェックを依頼のうえ、6月18日付でエラー補正を終え、7月1日付で住所変更者の最終の一括更新（第2回）を行い、7月14日を目途に、当該データをSMTBに本指図する見込みです。

④ 7月2日付で、一時金分配対象者の内、企業年金連合会への移換希望者について、移換データを仮申出によって、企業年金連合会で移換データを予めチェックするところです。

なお、3月5日付で当該申出書の未提出者に対する「残余財産に関する「分配金受給方法申出書」等の受付締め切りの延長について（最終期限：2020年3月19日）」をHP（新着情報）に掲載し、ご提出を勧奨済みです。

- 返上記録データ
- 最低責任準備金データ (miniV)
- 最低積立基準額データ (最積)